

第二次京都府戦略的地震防災対策指針

概要版（案）

平成27年5月
京都府防災会議

第1章 戦略的地震防災対策指針の改定に当たって

1 これまでの経緯等

前戦略的地震防災対策指針は、地震被害の軽減・抑止を図るため、地震に対する減災目標及びこれを達成するための具体的な数値目標を明示し、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、地震防災対策を推進することを目的に平成21年に策定した。

その後、前戦略指針及び5箇年の実施計画である同推進プランに基づき、事前対策から復興対策に至る総合的な地震対策に取り組んできたところであるが、東日本大震災が発生するとともに、社会情勢が大きく変化してきた。

これらの情勢の変化等に対応するため、当初10箇年の計画として策定したところであるが、新たな戦略指針については今後10年を見据えて改定し、併せてその当初5箇年の推進プランを策定することとした。

2 京都府を取り巻く地震災害のリスク

府内に多く存在する活断層による直下型地震、発生確率の高い南海トラフ地震及び日本海側における津波災害を視野に入れた対策を進める必要がある。

第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

1 戦略的地震防災対策指針の位置づけ

- (1) 今後10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が、重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示す。
- (2) 本指針に定められた数値目標や各種施策目標は、可能な限り京都府地域防災計画（震災対策計画編）に盛り込む。
- (3) 国の地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標として位置づける。

2 改定の視点

社会情勢の変化等に対応するため、改定にあたっては以下の視点を踏まえることとした。

- ① 南海トラフ地震の被害想定や、国の計画を踏まえること
- ② 社会構造の変化を踏まえること
- ③ 公共施設の防災性能の向上を図るに当たり、コスト低減を図ること
- ④ 自助・共助による減災に向けた行動を強化すること
- ⑤ 近年の相次ぐ災害への対応の教訓や経験を生かすこと
- ⑥ 危機管理の標準化への動きを踏まえること
- ⑦ 情報通信技術（ICT）の活用を踏まえること

3 戦略的な地震防災対策の推進

府民のかけがえのない命を守ることを第一に、事前対策から復興対策に至るあらゆる局面の対策を体系的・階層的（目的と手段の明確化）に整理するとともに、施策の優先順位をつけ、戦略的に地震対策を推進する。

4 重点的取組事項

府民の生命を守ることを第一において、以下の事項を重点的に推進する。

- (1) 府民の生命と生活を守る
- (2) 京都らしさを守る
- (3) 地域力を高める（地域の絆を高め、防災力を高める）

5 策定主体

京都府防災会議

6 計画期間

平成27年度～平成36年度（10年間）

7 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等

第3章 戦略的地震防災対策指針

1 基本理念

地震等の災害に対して、従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組み、府民の暮らしを守る。

2 減災目標

住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させる。

※ 住宅の耐震化率については、国の目標である平成32年度95%を当面の目標として設定することとし、今後、状況に応じて適宜見直しを行うこととする。

3 具体目標

基本理念に即して、減災目標を達成するため、人的・物的被害の低減、社会・経済活動の継続のそれぞれの側面から具体的な数値目標を定める。

なお、平成26年に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン2014」に盛り込まれている数値目標は、京都府においても取り入れることとする。

○減災効果（例：人的被害）

<花折断層地震における減災効果：（耐震化率95%）の場合>

死者数の軽減	現 状	対策後	減災効果	
	6,900人	2,160人	4,740人減	68.7%減

<南海トラフ地震における減災効果：（耐震化率95%）の場合>

死者数の軽減	現 状	対策後	減災効果	
	860人	250人	610人減	70.9%減

◆府民の生命と生活を守る

※（ ）内は目標年度を示す。

※ ★は国より高い目標や京都府独自の目標を設定している事業

- 住宅の耐震化率95%を目指す。（H32）
- 家具の固定率65%を目指す。（H35）
- 防災拠点となる公共施設の耐震化率100%を目指す。（H35）
- 公立小・中学校の耐震化率100%を目指す。（H27）
- 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率100%を目指す。（H27）★（国：H28 82%）
- ライフラインの復旧体制の充実
 - ・高い耐震性を有する都市ガス導管の割合90%を目指す。
 - ・浄水施設（乙訓浄水場）の耐震化を完了する。（H28）★（府独自目標）
 - ・府営水道の基幹管路耐震化率56.3%を目指す。（H34）★（国：H34 50%）
 - ・地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率70%を目指す。（H28）★（府独自目標）
- 南海トラフ地震防災対策推進地域の全市町村で南海トラフ地震防災対策推進計画を策定する。（H28）
- 全市町村で業務継続計画を策定する。（H31）★（国：H35）
- 総合的な津波避難対策を実施する。
 - ・津波災害警戒区域等の区域指定を行う。（H28）
 - ・全沿岸市町で津波ハザードマップを作成し、津波避難訓練を実施する。（H29）★（国：H35）

◆京都らしさを守る

- 文化財建造物の耐震化、各種消火設備の所有者と連携した整備等のほか、自主防災組織と消防機関の連携による実践的訓練を全市町村で実施するなど、地域ぐるみで文化財保護対策を推進する。（H31）★（府独自目標）
- 新たな観光戦略を踏まえた観光客支援マニュアルの整備等、全市町村で地域に応じた観光客保護対策を推進する。（H31）★（府独自目標）
- 京都 BCP を推進し、地域や業界で災害の情報共有等の連携を図り、事業継続計画を策定する。★（府独自目標）
- 過半数の中堅企業における事業継続計画の策定を目指す。（H32）

◆地域力を高める

- 地域の防災力向上や大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援するシステムを確立する。(H31)★(府独自目標)
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。(早期に消防団充足率を100%にする)
- 自主防災組織の組織率100%を目指す。(H30)
- 指導者向けの講習会を開催し、防災教育の指導者を育成する。(年間50人の育成を目指す)★(府独自目標)
- 災害時要配慮者避難支援体制の確立を目指し、適切に対応できる人材の育成や、情報共有等を推進する。

第4章 防災戦略の一覧

減災目標を達成するため、事前対策から復興対策に至るまで、6つの政策目標、17の目標、55施策項目を掲げる。

(5ページ「戦略的地震防災対策の体系図」を参照)

第5章 戦略的地震防災対策の推進

- 政策目標、目標、施策項目を実現するために、重点的に取り組む事務事業の内容、数値目標、着手時期、達成時期、実施主体を定めた推進プランを作成し、それぞれの施策・対策を実行する。
- 京都府防災会議の専門部会として設置した「京都府戦略的地震防災対策推進部会」により、目標の達成状況を評価検証し、その結果を防災会議に報告する。
- 計画・実行・評価・改善の過程を繰り返し、必要に応じて指針の見直しを行う。
- 多様な主体により総合的に取り組んできた防災対策について、これまで以上に府民や企業において強化するため、行政や府民・企業等による意見交換・情報共有を地域単位で行い、防災対策の議論を深めるとともに、危機管理の標準化の動きを踏まえて取組の点検を行うこととし、より具体性・実効性を高めた地震防災対策を推進する。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針の体系

基本理念	地震等の災害に対して、従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組み、府民の暮らしを守る
減災目標	住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させる



第二次京都府戦略的地震防災対策推進プラン

概 要 版 (案)

平成 2 7 年 5 月

京都府防災会議

第一 総則

1 改定趣旨

平成27年5月に改定した京都府戦略的地震防災対策指針（以下「戦略指針」という。）で定めた減災目標等を達成するため、具体的事業（数値目標、達成時期、実施主体等）を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を計画的に推進する。

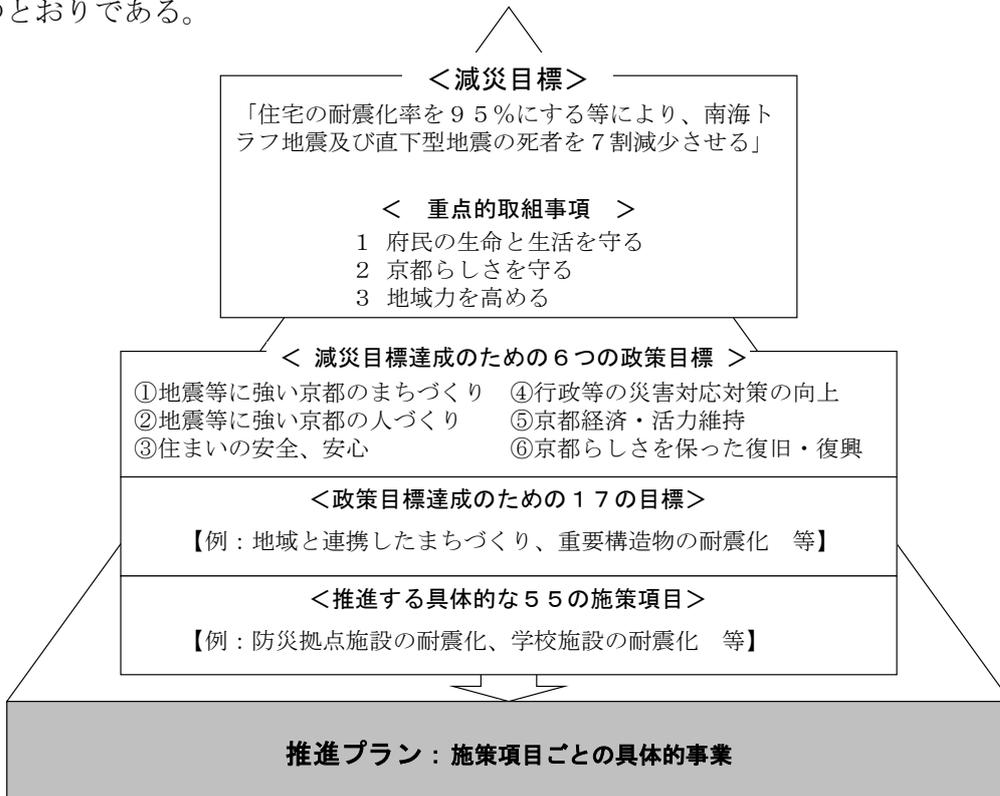
2 計画期間

平成27年度～平成31年度

（戦略指針の計画期間である平成27年度～平成36年度の前半の5年間）

3 戦略指針と推進プランの関係

推進プランは、戦略指針の実実施計画として位置付け、戦略指針と推進プランの関係は、下図のとおりである。



4 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等

5 戦略性の確保

「府民の生命と生活を守る」「京都らしさを守る」「地域力を高める」を重点的取組事項として位置付け、事業を推進する。

6 地域特性に応じた対策の推進

京都府を山城・南丹・中丹・丹後・京都市の5つの地域に分け、それぞれの地域ごとの地震のリスクや特性等を分析・整理しそれぞれの地域特性に応じた地震防災対策を明記。

○地震のリスク

南海トラフ地震及び京都府内・周辺の主要な活断層による直下型地震を想定

○社会的特性

地理特性、社会特性（人口、高齢化率等）、地震対策等の進捗状況（住宅、公共施設の耐震化率、自主防災組織、常備消防、消防団、土砂災害、孤立集落等）

7 戦略指針及び推進プランの実施について

(1) 実施体制として、「京都府戦略的地震防災対策推進本部」設置による全庁体制の確保や「多様な主体との連携」「広域連携」を記述。

(京都府戦略的地震防災対策推進本部)

推進本部	本部長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：危機管理監 本部長：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長
幹事会	幹事長：防災監 幹事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、防災・原子力安全課長、消防安全課長、警察本部警備部警備第一課長 (事務局：防災・原子力安全課)

(2) 目標について、推進プランに盛り込む事務・事業については、可能な限り数値化し、数値化が困難なものについては、達成しようとする目標の内容を出来る限り具体的に記載する。

(3) 戦略指針及び推進プランの進捗管理

- ① 外部有識者で構成する「戦略的地震防災対策推進部会」により、各対策の達成状況を総合的に評価・検証し、進捗状況を毎年度、防災会議において報告・公表
- ② 各実施主体は、進捗状況を自己点検し、順次改善しながら事業を推進する仕組み
- ③ 中間年及び最終年において、府民に対する意識調査を実施し、各施策の効果や進捗状況を把握し、評価
- ④ 部会による評価結果等踏まえ、京都府防災会議は、定期的に戦略指針及び推進プランの見直しを実施

第二 京都府戦略的地震防災対策推進プランの施策展開

戦略指針で掲げた基本理念、減災目標、6つの政策、17の目標、55の施策項目を体系的に整理。

第三 指針の目標達成の具体的事業一覧

戦略指針で体系化した6つの政策と55の施策項目ごとに、担当部局等（実施主体）等を明記して具体事業を記載。

6つの政策	事業数	
		うち新規
① 地震等に強い京都のまちづくりを進める	78	15
② 地震等に強い京都の人づくりを進める	51	6
③ 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る	19	3
④ 行政等の災害対応対策の向上を図る	156	20
⑤ 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する	10	4
⑥ 京都らしさを保った復旧・復興を実現する	16	1
合計	330	49

<推進プランの特徴>

○多様な主体の取組を記述 府・市町村の他29機関の61事業、市町村154事業

○先進的取組を明記し、府全体に普及（先進的取組24事業）

例) 家具等の転倒防止器具設置等事業（京都市、久御山町）、防災協力農地登録制度（向日市）、南丹セーフティキッズ認定事業（南丹広域局）等

○地震防災対策に繋がるものを幅広く記載

例) ・ブロック塀の生け垣化（緑化事業）→ブロック塀の転倒防止、不燃化対策
・学校の太陽光発電設置→自立できる避難所

第四 各主体の役割

京都府全体で地震防災対策を推進するため、「府民・家庭」「企業」「地域」の主要主体が果たすことが期待される役割とそれぞれの項目について「行政の役割や施策等」を記載。